



平成 25 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 グ ル ー プ C E O 林 郁
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 1 9)
 (U R L <http://www.garage.co.jp/>)
 問 い 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト ス ト ラ テ ジ ー 本 部 管 掌
 曾 田 誠
 T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年9月26日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

以下、「現行定款」とは、本日開催の取締役会決議による株式分割及び単元株制度の採用に伴う定款変更（効力未発生）を反映した定款をいいます。

- (1) 当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、本日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するとともに、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るために、当社株式 1 株につき 200 株の割合をもって株式分割を実施することを決議いたしました。この単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利内容を定めるため、定款変更案第 8 条及び第 9 条を新設するものであります。なお、定款変更案第 8 条及び第 9 条の効力発生日は、単元株制度の採用日と同日である平成 25 年 10 月 1 日となります。
- (2) 定款変更案第 8 条及び第 9 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を変更するものです。
- (3) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 120,000,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 (現行どおり) (本日開催の取締役会決議による定款変更)
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 (現行どおり) (本日開催の取締役会決議による定款変更)

<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>②<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>④<u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>第<u>8</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>10</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)</p>
<p>附 則 第1条 第6条の変更および第7条の新設ならびにそれらに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</p>	<p>附 則 第1条 第6条の変更および第7条ないし第9条の新設ならびにそれらに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</p>

(注) なお、株式分割及び単元株制度の採用に伴う定款変更の内容につきましては、本日付で公表いたしました「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 変更の日程

平成25年9月26日 定款変更のための株主総会開催日
平成25年10月1日 単元株制度の採用、定款変更の効力発生日

以上